

兵庫県環境審議会水環境部会 会議録

日 時 平成20年2月19日（火） 10:00～12:00

場 所 兵庫県立ひょうご女性交流館 501

- 議 事 (1) 平成20年度水質測定計画の策定について
ア 平成18年度の環境の現況について
イ 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
(2) 報告事項
ア 第6次総量削減計画について
イ 土壌汚染対策法の施行状況について
ウ 平成18年度ダイオキシン類に係る環境調査結果
エ パーフルオロオクタン酸(PFOA)等に係る河川等の調査について

出席者 部会長 村岡 浩爾 会長 天野 明弘
委員 足立 昌子 委員 綾木 仁
委員 大久保 規子 委員 藤井 貞夫
委員 山口 徹夫 委員 室井 秀子
委員 南家 聡一郎 委員 脇坂 英弥
委員 深澤 淳志 (代理 植田 彰)
特別委員 川井 浩史 特別委員 福永 勲
欠席者 委員 3名 (朝日 稔、西田 正則、井岡 秀自)

説明のため出席した者

環境管理局長 菊井 順一
その他関係職員

傍聴者 なし

他部会委員傍聴者 なし

会議の概要

- 局長挨拶
- 配付資料の確認
- 傍聴者有無の確認
- 他部会委員傍聴者有無の確認

(環境審議会への諮問について)

村岡部会長：本日の審議議題は1件、その他に報告事項が4件ございます。まず、本日の議題である「平成20年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」につきまして、諮問・付議の経過を事務局から説明いただきたいと思います。

《事務局より資料1・4をもとに諮問内容及び諮問・付議の経緯について説明》

(議題(1)「平成20年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」について)

村岡部会長：ありがとうございました。ご質問等ございますか。なければ、ただ今のご説明にもありました、付議された議題事項である「平成20年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」につきまして審議を行いたいと思います。それに先立ち、最近の環境がどうなっているか、平成18年度の環境の現況につきまして事務局からご説明いただきたいと思います。

《事務局より資料4・3-1・3-2をもとに説明》

村岡部会長：ありがとうございました。新年度の測定計画の策定にあたっては、まず現況がどうなっているのかを理解する必要がございますので、平成18年度の測定結果について概略をご説明いただきました。ただいまの説明で、何かご質問等ございますか。

深澤委員代理：教えていただきたいことが2点ございます。1点目は、資料3-1の8ページで「河川の水質に関して達成しなかった水域は猪名川であって、その原因は上流部の下水処理場の排水の影響があるのではないか。」とのコメントがありましたが、この猪名川の状況を兵庫県はどのように認識しておられますか。例えば、改善しなければならないので先ほどのご説明にあった規制等を近年は強化していることはありますか。どのように認識して、今、環境策としてどのようなことをしているか教えてください。2点目は、資料3-1の9ページの一番上で、「瀬戸内瀬戸内海では横ばい傾向にあって、その理由は、海水交換が悪い閉鎖性水域である等のことから、短期間での改善を困難にしていると考えられる。」とコメントがされています。これは定量的にシュミレーション等して予測・把握したものでしょうか。または、そこまでの知見はないが、原因を調べるため、兵庫県や瀬戸内海に関係する自治体、国で研究しておられますか。

というのも、なぜこういう質問しているかということ、琵琶湖においても水質が横ばい傾向にあってCODとBODの傾向が乖離しているため、滋賀県では県の施策として、県の環境センターを中心に色々な研究機関と協力し、解明すべくシュミレーションを行っています。同等の動きが瀬戸内海でもあるのか教えてください。

事務局 : まず1点目の猪名川につきましては、先ほど下水処理場のお話もさせていただきましたが、施設自体は大阪府のエリアにあり、大阪府豊中市で放流水のチェック等はされていると考えており、それにゆだねているのが実情でございます。ただ、猪名川河川事務所等でも保全に力を入れておりますので、本県もそのメンバーに参画することで、猪名川の環境保全に協力しております。

2点目につきましては、重点は、陸域からの汚濁負荷量が減っていけば海の水質が改善できるというシナリオで、陸域からの例えば工場排水対策とか生活排水対策とかに力を入れてきましたが、なかなかこれらが海域の水質に反映されないことが分かってきました。そういう意味から「短期間での」とコメントしており、いわゆるシュミレーションまでは県では行っておりません。また、生物分解できる有機物かどうかは環境省も力を入れており、私どもも受託をいたしております瀬戸内海一斉の広域総合水質調査のなかで長期分解性有機物の調査も行っております。

綾木委員 : 関連するかとも思いますが、資料4ページの先ほどの説明について、補助点の決め方を具体的に教えてください。例えば、大阪湾等で毎年、貧酸素水塊が発生するという場合に、定点としては通常は調査を行わないある一定の領域で調査を行う際、補助点を決めているのでしょうか。あるいは他の基準がありますか。ここには補完すると書いてありますが、どう決めているのかお聞きしたいです。

もう一つは、資料3-1の9ページに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染について書かれていますが、これは水質のことを考えれば、通常は、細菌汚染によることが多いと思います。大腸菌などが原因であると一般的に言われているので堆肥関係のことを考えられているのだと思いますが、具体的にはどこがどういうふうに汚染されているか把握されているのでしょうか。

事務局 : 補助点につきましてはまず海域ですが、お手元の地図「平成19年度水質測定地点図」をご覧ください。

先ほどのご質問にありました「底層の貧酸素水塊という観点から決めている水域」として、特に大阪湾について説明いたします。西宮市沖、芦屋市沖、尼崎沖等では、河川の流入状況、潮流の状況、人口埋立地による海流の流れの悪さ等を考慮し、補助点を定めてい

ます。例えば地図で見ますと、西宮市の沖かつ六甲アイランドの東側に「△2」があります。「△」は環境基準点を表します。この周りに白い「○」がありますが、これは、尼崎市ないし西宮市で測定している地点です。これらの点を、「△2」の補助点として配置し、水質を調査しています。ですから、先ほどおっしゃいましたように、新たに貧酸素の水域が発見されたからそこに補助地点を置くかと言われた場合、今の時点ではそのような計画は兵庫県としてはございません。市にお願いする可能性も考えられますが、当然、この水域一帯が貧酸素になりますので、既存の補助点で十分傾向等を把握できると考えております。

「硝酸性及び亜硝酸性窒素」等の汚染状況につきましては、先ほど説明いたしました資料 3-1 の 41 ページ以降をご覧ください。定期モニタリング調査の汚染として、上部に項目を載せております。左から「鉛」「砒素」と続きまして、後ろから 3 番目に「硝酸性・亜硝酸性窒素」があります。例えば、「姫路市」の「青山」や「林田町下伊勢」あるいは「飾磨東町山崎」という地点で、どれくらいの濃度・頻度で検出されているかを示しております。これは公表資料になっております。

綾木委員 : 実際にどこが汚染源になっているか把握されているのでしょうか。

事務局 : 過去の取り組みについて説明をさせていただきます。先生もご承知のとおり、硝酸性窒素亜硝酸性窒素については先ほど説明いたしました施肥・肥料由来と、いわゆる糞尿由来の、主な汚染原因が 2 種類あると考えております。いずれの原因か確定するために、詳細調査として、大腸菌や無機イオン等を分析し、し尿由来か肥料由来かを見極めたうえで、次のステップに進んでいます。

例えばし尿由来であれば、周辺のし尿処理施設の維持管理状況が適切であるか等をチェックすることになりますし、肥料由来であれば、農林部局と協力して対策を検討することとして進めています。

福永委員 : 7 ページの公共用水域で生活環境項目についての経年変化をご説明いただきましたが、健康項目が 3 地点ほどで超過しています。この辺りでは、毎年のように超過しているのでしょうか。

事務局 : この上流部が六甲山系の山頂付近になっていまして、有馬付近に流れる川や、西宮側に流れる河川については、毎年同様に、この物質が検出されております。

村岡部会長 : ありがとうございます。この後、本来の計画についてご審議いただかないといけませんので、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、「平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」を事務局にて作成していただいております。まず、それを説明していただいた後、議論に入りたいと思います。なお、本日は、この議論を踏まえまして、水環境部会としての決議をまとめたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いします。では、説明をお願いします。

《事務局より資料 2-1・2-2・2-3、地図をもとに説明》

村岡部会長：ありがとうございます。記号や数値に非常にややこしい約束がありますので、分かりにくい面もあるかと思いますが、ただいまの説明で、20 年度の測定計画案がお分かりかと思えます。何かご質問がございましたらお願いします。

大久保委員：全体的な地点数ですが、19 年度と 20 年度を比較しますと、河川については 7 地点減っていて、調査回数等も県全体で見ますと減っているところが多いと思います。先ほど最初のお話にもありましたように、常時監視は政策の基礎となるものですので、きちんとやっていかなければなりません。ですが、地方分権改革以降、全国的に効率化を見込んで地点がある程度減ることは予想していたものの、効率化として通常想定される範囲を超えて、予算上の観点等から激減している地域もございます。水質が安定している地域というのは確かに効率化できそうにも思いますが、実は、他地域には、事故等に関する虚偽報告やデータ改ざんが発覚している例もございます。ですから、安定していてもすぐに廃止してよいのか、また、効率化の通常想定される範囲内を超えているものがないか、大変気になっています。ただ、以前に全国のデータを見ましたが、兵庫県はあまり記憶に残っておりませんので、数年前までそれほど目立った削減はなかったかと思えます。ですが、2000 年以降、全体の傾向としてどのくらい増減しているのか、最初に教えていただけると分かりやすいと思います。

事務局：手元に資料がございませんので、私の記憶をもとにお話させていただきます。まず、数値が低いあるいは安定していることが見直しの一つの要因になっております。当然、その地点に影響を与える事業場の存在状況も踏まえて、整理をしております。見直しのもう一つの考え方としましては、兵庫県で申しますと、例えば有害物質等の発生源は陸域であることが多いと考えられますので、河川ではそれなりの水準を確保しています。海域については、海域で発生することは考えにくいいため、若干見直しております。海域の中でも、沿岸部はカバーし、沖合い部は見直すといったように、推移をしてお

ります。

大久保委員：その際に、兵庫県が実施される分については兵庫県でご検討されると思いますが、他の市町村が実施する分について、県と事前にかんりの協議が行われていますか。調査回数の減少や取りやめ、あるいは隔年調査になっているものがございます。これらについて何らかの協議を行っているとは思いますが、例えば問題となって復活したものなどがあれば、具体的に教えていただきたいと思ひます。

事務局：今回は復活した例はありませんが、先ほど申し上げたような観点で、減らすことについて、例えば事業場の存在状況などの情報を兵庫県では把握していないこともございますので、確認をし、フォローをさせていただいております。

藤井委員：平成20年度の計画案が19年度計画と比較してどう変わったかまとめておられますが、先ほどご説明いただいた測定結果は18年度の調査結果でした。19年度の調査はまだ終わってないためまとまらないかと思ひますが、2年以上前の結果をもとに、20年度の計画を策定するというのは疑問を感じます。

事務局：19年度の結果につきましては、各市が測定機関となって調査しているものがありますので、概況を把握するため、先日打合せをしました。そこで、河川にて特段大きな汚染があるといった状況にはないと確認しております。資料3-2では18年度以前の有機物程度のデータしか記載しておりませんが、全体的な傾向としてグラフをお示しました。

藤井委員：19年度も同じ傾向にあるということを行っているわけですね。

事務局：はい。こういう傾向で今まで来ているということです。

足立委員：ご説明がなかったと思ひますが、資料2-3の5ページのちょうど中ほどに「フェノール、ホルムアルデヒドの測定開始」と書かれていまして、姫路市だけが記載されています。他の地域ではこういう測定は必要ないのでしょうか。

事務局：少し補足をさせていただきます。資料2-1の7ページを見ていただきたいと思ひます。7ページには、要監視項目の測定回数ということで、「1」「2」「4」という数字が入っています。要監視項目の右のほうに「フェノール」と「ホルムアルデヒド」が入っておりまして、例えば上から5行目の「軍行橋」や、その6つほど下の「辰巳

橋」や、ずっと下のほうにも1という数字が、いくつかの河川で入っています。説明不足で申し訳ありませんでしたが、先ほどの藤井委員からのご指摘とも関連しますが、資料 2-3 は 19 年度と対比して記述をしておりますので、19 年度以前から調査をしていれば、記載されておられません。

川井委員 : 資料 2-3 の 3 ページで、海域測定地点の変更のうち、西宮市が調査しておられる 2 ヶ所について教えてください。まず 1 点目は、おそらく、護岸から測っていたものを沖合いに出される変更だと思いますが、これは調査方法の変更、つまり船でやりたいからこのように変更しておられるのでしょうか。2 点目は、その場合に、それまで調査しておられた近接する地点でのデータとの相関に関して、何か情報があるか、聞いておられますか。

事務局 : 川井先生ご指摘のとおり 20 年度から船で調査を行うため、調査地点を若干沖に移動しております。従来の方法と比較して、可能なかぎり採水の位置や頻度を同様にすると聞いておりますが、データの相関については、私どもではまだ把握できておりません。

川井委員 : そうであれば、全く新しい地点として考えるのであれば、問題ないと思います。今おっしゃったとおり近接点でとっておられるのであれば、できれば、従来の方法で採った地点と、新しい方法で採った地点のデータを、何らかの形で比較できると、以前のデータも継続して使うことができます。新規地点として扱うか、近接点として扱うか、どちらにするのか、ある程度方向を決めて示していただいたほうが、これまでのデータが使いなくなるかどうかの分かれ目になると思いますので、検討を依頼していただければと思います。

事務局 : 了解しました。市と調整をいたしたいと思います。

村岡部会長 : 今の川井先生の話で、堤防や岸壁のすぐ側で測る場合と、その近傍ではあるけれども沖合いで測る場合で、従来の考え方により、何か水質が変わることがあり得るかどうか、どう風に判断したらいいでしょうか。川井先生にお伺いしたいです。

川井委員 : 護岸には生物が非常に大量に付いていて、そこでろ過が起きています。ごく近傍で採れば、波があまりない状態でしたら、例えばクロロフィル等について、水質が変化している可能性はかなりあります。ここはクロロフィルを調査している地点ですので、どの程度離されるのかによって違いが出てくるかと思います。何メートル離せば岸壁と違ってくるのかというデータは今まで採られておりませ

るので、もし、ごく近傍で採水するのであれば、そういうデータを採っていただければ今後の参考になるかと思い、発言いたしました。

村岡部会長：ありがとうございました。今日提案のありました、沖合いの新しい地点で測ることは問題ないと思います。

事務局におかれましては、川井先生の今の御意見を踏まえ、従来の点とどのように違うかを含めて、検討していただきたいと思いません。ほかにごさいませんか。

綾木委員：全国的に今、上水道などでも問題になっている物質にトリハロメタンがあり、測定回数の増減等を見てみると「トリハロメタン生成数の回数増」などのように、測定項目や回数が増えているところもあります。また、西宮市等では2測点における健康項目の監視のうち、VOC（揮発性のもの）及び農薬を調査するとのこと。このような強化する部分に関して、県として「測定対象のこういうところを強化していく」といった全体的傾向を持っておられるのでしょうか。

事務局：項目というよりも地点について傾向を持たせており、重視する地点と補助点にわけて考えています。もう一つは、陸域での健康項目の強化を図ることが望ましいと考えています。

綾木委員：全国的な上水道のような水質問題や、国の施策との関係も考慮しなければならず、また、地点毎の個々の施策も大切だと思いますが、全体の傾向として、県として、どこに重点をおくかといった方針はないのでしょうか。

事務局：例えば河川の場合ですと、先ほどより申しておりますように、発生源の存在状況をふまえて項目の設定をするべきと考えています。もう一つ、海域等では、瀬戸内海での貧酸素水塊の問題もありますので、可能な限り深度別に採水するよう、政令市にも要請をしています。これらを、計画のなかに可能な限り反映をさせるよう工夫しておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

菊井局長：先ほど大久保先生から、いわゆる分権化のような予算の問題と、こういった測定地点との関係をどういった形で整理してきているのか、というお話がございました。また、今、綾木先生から、それに関して方向性がどうなのかといったお話がありました。

これに絡みまして、実は、兵庫県にも行財政改革があり、財政局から予算を3割カットするよう要請されています。常時監視についても聖域ではなく、どれだけ予算を削っていくのかという問題が

あります。

一方で、ご挨拶でもふれましたが、常時監視は水質保全行政の根幹であり、どういう傾向にあるのか、今後どういう政策をとっていかねばよいかのベースになります。

そういう狭間にあっては、この水質測定計画は、今後、ただ、平面的にやっていくのではなく、限られた予算・人員の中で、メリハリをつけていくことはまさに必要ですし、先ほど先生方がおっしゃったように、予算の傾向の中で全体がどう推移していくのかという質問とも関連してくるわけです。

また、県民の方々の安全、安心という観点では、冷凍餃子で化学物質が検出されこと、あるいは PFOA といった突発的な緊急事態にどう対処していくかという問題もございました。

そういう狭間にあって、20 年度水質測定計画を提案させていただいたわけです。なんとか、19 年度の実施計画をできるだけ確保しつつ、削減できるところや同化できるところを見直しました。

このように、測定計画は大きな岐路・狭間にありますが、今後、21 年度以降も測定計画をご提案していくなかで、方向性をお示していくことが必要と思います。つきましては、委員の先生方には、常時監視は絶対必要ですと、応援団になっていただくようよろしくお願いします。

村岡部会長：ありがとうございます。ただいま、菊井局長のお話を聞いておりますと、常時監視は非常に大事であるうえに、色々合理化を図っていかなくてはならない面もありますので、今回の測定計画（案）の策定にあたり、事務局にてかなり慎重にお考えいただいたことと思っております。とは言え、見直しにあたっては、常時監視の基本的な考え方・方向性を示し、検討することが必要であると、綾木先生同様、私は認識しております。また、19 年度のデータは公表されていないということで、説明では 18 年度の現況をもとにご説明をなさったわけですが、当然、19 年度で異変がおきた・変わっている等の速報的な情報はキャッチされており、それらを踏まえてこの原案を作っていただくべきと私は考えております。19 年度には、18 年度と比べて大きな異変ありましたか。

事務局：この測定計画（案）を策定するに当たり、事前に、政令市や測定市等と打ち合わせ会議を行いました。その際に確認したところ、19 年度に大きな異変はないと確認しております。

村岡部会長：はい。ありがとうございます。

それでは、意見も概ね出尽くしたようですので、取りまとめさせていただきます。この、県が策定されました「平成 20 年度公共用

水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」を本水環境部会の決議とさせていただいてよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

村岡部会長：ありがとうございます。それでは本案をもちまして、水環境部会の決議といたします。部会決議につきましては、兵庫県環境審議部会の運営に関する規定第9条におきまして「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。」とあります。本日は、天野環境審議会会長にもご出席いただいておりますので、ただ今決議いたしました「平成20年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」について、天野会長に承認いただければ、審議会の決議としたいと思います。つきましては、天野会長いかがでしょうか。

天野会長：本日は、委員の先生方の大変熱心なご審議があり、内容を拝聴させていただきました。また、各会長のおまとめになられた内容も確認をいたしましたので、これで了承をさせていただきます。どうもありがとうございました。

村岡部会長：ありがとうございました。ただ今のように会長から了承をいただきましたので、「平成20年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」について、審議会の決議として答申させていただきます。

それでは次の「その他の議題」にうつりたいと思います。本日は報告事項が4つありますので、事務局から報告いただきたいと思います。まず「第6次総量削減計画」について、事務局からご報告願います。

《事務局より参考資料1・2をもとに第6次総量削減計画及び、土壌汚染対策法の施行状況について説明》

《事務局より資料3-1をもとにダioxin類に係る環境調査の状況について説明》

《事務局より参考資料3をもとにPFOAに係る環境調査の状況について説明》

村岡部会長：どうもありがとうございました。ただいま、4つの事項について報告を兼ねてご説明いただきましたが、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

深澤委員代理：様々なご報告ありがとうございました。3番目の報告事項であ

るダイオキシン類や、今ご説明いただいたパーフルオロオクタン酸については、兵庫県における評価や分析などについてご報告いただきました。一方、参考資料 2「土壤汚染対策法の施行状況について」では、どういう状況かご報告いただいたものの、この状況を我々はどうか解釈したらいいかのご説明はありませんでした。都市化の条件にもよるとは思いますが、例えば「この条件でこの件数は全国的に多い。」といった、県の見解や評価を教えてください。

事務局 : 兵庫県は都市部と郡部を抱えている日本の縮図といわれており、基本的には全国の傾向と概ね一致していると考えております。平成 15 年 2 月 15 日に土壤汚染対策法が施行されており、それまでにも土壤汚染は見つかっていましたが、施行以降に 15 件の汚染が新たにみついていることから、汚染発見件数が法律施行後に急激に増えているという傾向も全国と一致しております。また、検出された物質については、参考資料 2 によりますと、「テトラクロロエチレン」などの有機塩素系化合物や、「六価クロム」などが多く、これも全国的な傾向と同様と思っております。

兵庫では「ふっ素」「ホウ素」が検出されており、これらは工場で使うわけですが、検出された中にはおそらく、工場で使っていたものと、自然由来のものが混在していて区別がつかない、といったものが認められております。これは、兵庫県の特徴と言えると思っております。

室井委員 : 資料 3-1 の 8 ページでありましたように、猪名川下流には、水質汚濁に係る環境基準を達成しなかった地点があります。また、パーフルオロオクタン酸も、猪名川水域で検出されております。豊中市の下水道処理場やダイキンが関係するとのコメントがありましたが、大阪府との県境に、今、兵庫県で一番問題のある地点があるように思います。そういう地点においても、徐々に水質検査をしているところが減っているようですが、兵庫県では、猪名川水域における水質検査の地点を増やしているのでしょうか。また、大阪府との関係をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局 : 猪名川には水道取水源がありますし、多くの工場もあります。また、利倉橋のほうには大規模な下水処理場もありますので、測定地点の配置という点では、他の水域に比べて重点化しております。また、大阪との関係については、河川が大阪府との県境となっている地点もありますし、場合によっては橋の中央が県境である地点もございまして、大阪府と連携をし、データを共有しながら調査を行っております。今回のパーフルオロオクタン酸の件でも、我々のデータを元に大阪府に要望して大阪のほうで早速緊急的な調査を実施

していただいて、汚染源が特定できましたので、連携がうまくいったと考えております。

室井委員：猪名川というのは兵庫県と大阪の間を流れているところで、橋も真ん中が兵庫県と大阪ですので、是非今後とも協力して水質の安全性を高めていただきたいと思います。

大久保委員：土壌汚染関係で1点お聞きしたいと思います。土壌汚染対策特別措置法は現在見直しに入っておりますが、一つの大きな問題として、調査の契機が少ないため、現在ある土壌汚染の10%未満しか把握されていないのではないかとされています。現在、調査の一つの契機となるのは4条ですが、これがほとんど動いていないのも、全国的な傾向です。

兵庫県内は従来1件だけ出しているということですが、このきっかけはおそらく地下水調査であったことと思います。兵庫県の場合、地下水のVOC関係で原因者がつきとめられたものもあるようですが、その際、4条に関してどのような検討をされたのでしょうか。

事務局：土壌汚染の発見される契機としては地下水調査で発見される、あるいは酷いときには苦情で発見される場合もあります。当然我々は、先ほど説明しましたように、汚染範囲を特定していき、更に、汚染原因の疑いのあるところを特定していき、その中で汚染原因者に対して指導などをしていきます。

参考資料2の①番のクリーニング業についても確か苦情で発見されたと思います。かなり悪質な不適正処理があり、近隣の住民から地下水が臭いというような苦情があったため、調査し、市が命令をかけたという事例でございます。

ここで、我々が一番懸念しますのは、汚染が広がって住民の口に入っていくことですので、逆に言いますと、汚染が広がってない場合には、調査はなかなか命令ができないわけです。例えば、事業者が簡易的な自主測定で汚染が発見したと、自主的に報告してくる場合もございしますが、その場合我々としては周辺の調査を行って、周辺の井戸水に影響が出ているかどうかを調べます。そこで周辺に広がってなければ、4条の命令が発動できないこともございます。

兵庫県では、今まで4条の命令の発動用件に該当するものはありませんでした。また、法律以外に、自主的な報告があれば積極的に受けるようにしております。

ただ、全国的な傾向を見ますと、先生のお話では1割という話もございましたが、兵庫県の場合ですと、若干、法律の調査と自主的な調査の比率が、法律の調査は、全国比よりは多いのではないかと考えています。

村岡部会長：今言われた自主的な調査と、先ほど説明があった法に基づく調査がありますね。自主的な調査あるいは対策について、県はどう把握しておられますか。

事務局：数字にしますと、先ほども言いましたように、我々が把握している土壌汚染を100としますと、そのうちの2割3割くらいが法律に基づくものだと記憶しております。

綾木委員：パーフルオロオクタン酸のことで、お聞きしたいです。これは、かなり残留性があったかと思いますが、今後、例えば常時監視の測定計画に組み込むといったことは考えておられますか。また、地下水に関しては全く検討されていないようですが、どういうことでしょうか。

事務局：まず、パーフルオロオクタン酸の常時監視についてお答えします。今回、大阪府と共同で原因となる工場を特定できましたので、兵庫県といたしましては、特に常時監視的な調査は行いません。

次に、地下水の問題については、実際の測定結果をご覧ください。河川等々において、猪名川の神崎川合流後は別ですが、それ以外の県下の地点等で特段高いデータが出ているわけではございません。

また、水道水源の調査結果データも問題ないと考えておりますので、特に地下水のモニタリングは行いません。

南家委員：河川はどんどん綺麗になる一方で、海は綺麗にならないとお伺いしました。そこで、海、特に大阪湾を綺麗にするために市民レベルで何かできることはあるのですか。参考までにお聞きしたいです。

事務局：兵庫県では、市民参加型のイベントとして、例えば、淡路島で漂着ゴミのゴミ拾い活動や、あるいは、御前浜での再生事業を実施しております。また、我々兵庫県からお答えするのは不適切かもしれませんが、国土交通省が主体となり「大阪湾再生行動計画」を実施しており、兵庫県も参画しています。これは、色々なエリアで実施されている、市民の意識の高揚や瀬戸内海への関心を高めるような事業の取りまとめをしています。

村岡部会長：まだまだご意見を伺いたいところですが、時間も過ぎておりますので、今日のところはご意見この程度いただいたということにさせていただきます。なお、この席だけが問題提議の場ではないと私は思っております、委員のかたがたには何か問題あるいはご意見等がある場合は、まずは事務局のほうにどんどん申し出ていただき、次のこういった場で検討していただくということにした

いと思いますので、みなさんよろしくお願ひいたします。それでは今日予定しました議事は終わりましたので、審議のほどは、これで終わりたいと思います。何かほかに事務局からご連絡事項等がございますか。

事務局　：こちらからは特にございません。

村岡部会長：それでは本日の論題はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。